

【公告】 会員権停止

東大阪市横沼町一・七・二六  
有限会社エステートムーブ  
代表者 谷口 正人

右の者は、自ら売主となる土地売買契約において、重要事項説明義務違反が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和七年四月二日から一か月間会員権を停止する。

令和七年三月二十八日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会  
会 長 山 本 清 孝  
綱紀自主規制委員会  
委 員 長 小 松 邦 泰